

受付 税務署印		平成 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	税務署 連絡親法人整理番号 経理責任者自署押印 旧納稅地及び 旧法人名等 添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員) 資本等変動計算書又は損益金配分表、 勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する 書類、事業概況書、組織再編成に係る 現状書等の写し、組織再編成に係る 移転資産等の明細書</small>	連絡申告	一連番号						
納稅地	電話( ) -		連絡親法人整理番号														
(フリガナ)			印														
連絡親法人名																	
法人番号			印														
(フリガナ)																	
代表者 自署押印																	
代表者 住 所			印														

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 連結事業年度分の法人税

課税事業年度分の地方法人税

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

(連結中間申告の  
場合の計算期間平成 年 月 日  
平成 年 月 日

## 申告書

## 申告書

申告区分

適用額明細書  
提出の有無

有

無

税理士法第30条  
の書面提出有

有

税理士法第33条  
の2の書面提出有

有

## この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	所得税の額 (別表六の二(一)[13])	14	十億 百万 千 円
法人税額 (45)	2			外 国 税 額 (別表六の二(二)[12])	15	
法人税額の特別控除額 <small>別表六の二[57]+別表六の二(四)[16] +別表六の二(五)[12]+別表六の二(六)[21] +別表六の二(八)[37]+別表六の二(九)[52] +別表六の二(十)[42]+別表六の二(十一)[42]+別表六の二(十二)[38]+別表六の二(十三)[38]+別表六の二(十四)[25]+別表六の二(十五)[35]+別表六の二(十六)[26]+別表六の二(十七)[31]+別表六の二(十八)[18]+別表六の二(十九)[22]+別表六の二(二十)[42]+別表六の二(二十一)[19]</small>	3		計 (14)+(15)	16		
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	17		
連結納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (16)-(17)	18		
土利地盤 譲渡金 同上に対する税額 (19)+(20)+(21)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)[27])	19	0	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	同 (別表三(二)[28])	20	0	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		同 (別表三(三)[23])	21	0 0	
控除税額 ((8)-(9))と(16)のうち少ない金額	10		この申告による還付金額 (18)	22		
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	連結中間納付額 (12)-(11)	23		
連結中間申告分の法人税額	12	0 0	連結欠損金の繰戻しによる還付請求額	24		
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12) (連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(23)へ記入)	13	0 0	計 (22)+(23)+(24)	25		
			この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (48)	26		
			この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	27		
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二[3]の計又は[16])	28		
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5]の合計)	29		

## この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	30	十億 百万 千 円	この申告による還付金額 (35)-(34)	37	十億 百万 千 円
所得地方法人税額 (47)	31		この申告前の 課税標準法人税額 (55)	38	
外國税額の控除額 (別表六の二(二)[45])	32		この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	39	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	33		還付する金融機関等 の口座番号		銀行 金庫・組合 農協・漁協 預金 郵便局名等
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)	34	0 0	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		-
中間申告分の地方法人税額	35	0 0	※ 税務署処理欄		
差引確定地方法人税額 (34)-(35) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(37)へ記入)	36	0 0			